

廣津和郎全集

九十卷

廣津和郎全集

才十卷

広津和郎全集 第十卷

定価三五〇〇円

昭和四十八年十月十日印刷
昭和四十八年十月二十日発行

著者 広津和郎

発行者 高梨茂

印刷者 山元正宜

発行所 中央公論社

東京都中央区京橋二―一
電話（五六一）五九二一
振替東京三四

広津和郎全集

第十卷

目次

松川裁判

1 事件の概要	二
2 「仮定」と「可能性」の裁判	六
3 赤間自白の問題	二
4 自白と事実の食違い	四
5 謀議に出たのは幽霊か	五
6 玉川警視等の証言	二四
7 高橋被告のアリバイ	二六
8 高橋被告の身体障害	二五
9 証言を歪曲した判定	二六

10	その夜本田被告は酔っていた	一五
11	本田被告のアリバイ	二九
12	証人木村泰司の供述変更	三三
13	詭弁と歪曲と捏造と	三七
14	証人矢部寛一郎の重要性	三七
15	電話の問題	二七
16	謝礼金の問題	三八
17	八月十二日の電話連絡	四三
18	国鉄十三日談議	四四
19	裁判官の証拠捏造	五九
20	太田はいかに取調べられたか	七四
21	弁護依頼の手紙と手記	九一

22	第二審裁判官の刑事訴訟法論	四〇三
----	---------------	-----

23	国鉄十五日謀議	四一八
----	---------	-----

24	佐藤一被告のアリバイ	四三六
----	------------	-----

25	加藤被告の場合	四六一
----	---------	-----

26	鈴木、二宮、阿部被告の場合	四七四
----	---------------	-----

27	他人の自白を証拠に仕立てる法律技術	四九六
----	-------------------	-----

28	杉浦被告が首謀者である証拠はない	五〇八
----	------------------	-----

29	加藤被告の運休貨物列車の連絡	五一九
----	----------------	-----

30	網にかかった魚	五三七
----	---------	-----

31	パールとスパナ	五四六
----	---------	-----

附記	被疑者以外の者・被告人以外の者	五五六
----	-----------------	-----

あとがき

評論

三

松
川
裁
判

1 事件の概要

一

昭和二十四年という年は、この国はまだ連合国——というよりもアメリカの占領下にあったが、鉄道関係で大小いろいろな事件が起った。六月に吉田内閣は占領軍の指示により人員整理のために定員法なるものを作った。その頃から全国の諸所方々で線路に石や材木が載せてあったとか、信号機が破壊されていたとかいったような列車妨害の報道が、頻々として新聞に掲載され、それが左翼的な思想犯罪であるように宣伝されて、国民の心に何とも知れない不安を与えていた。

そこに七月四日、定員法による国鉄の大量減首が始まり、その第一次として三万七千人の国鉄労働者の氏名が発表された。ところが、その翌五日、国鉄労働組合が団体交渉の当の相手と考える下山定則国鉄総裁が、突然行方不明となり、そのまた翌日の六日朝には、常磐線の線路上に轢死体となって

発見され、センセーションな新聞報道が人心を震撼させた。新聞は国鉄労働者の減首とそれとを結びつけて、国鉄労働組合や共産党がその事件に関係があるように書き立てた。轢死体は二つの大学の医学部で鑑定されたが、慶大医科の中館博士は生体轢断と鑑定し、東大法医学部の古畑博士は、解剖の結果死後轢断と断定した。この鑑定の対立が世人の好奇心を一層煽り立てた。前者ならば自殺とも考えられるが、死後轢断ならば明かに他殺でなければならない。たとえ他殺であるとしても、今日では国鉄労組や共産党がそれに関係があると考える者はなくなり、他に下手人があるような噂がとりどりであるが、しかしそれを裏付けする確固たる証拠が見つかるまでは、そういう噂をここに取上げるとは避けなければならない。

それはそれとして、減首反対の国鉄労組がこの事件に鼻を挫かれ、減首がそのままスムーズに実現されたということでは事実である。

七月十三日には第二次の減首六万人の氏名が発表された。ところがそれに続いてまた一つの不可解な樁事が現出した。三鷹電車区で無人電車が突如として暴走し始め、駅の構外に飛び出し、人家を破壊し、都民を殺傷したいわゆる三鷹事件である。この破壊的行動もまた国鉄労組や共産党のしわざであるかのように新聞やラジオで宣伝された。第二次減首反対

で再び立上りかけていた国鉄労働組合は、またもこの棒事の突発によって出鼻を挫かれてしまった。

下山事件、三鷹事件によって、第一次鹹首、第二次鹹首に對する反對闘争の出鼻を挫かれた国鉄労働組合も、やがて立ち直り、その闘争は全面的に活潑となりそうな形勢を示して来た。中でもその前から福島管理部に殺到して福管事件などを起していた福島支部は、最も尖鋭と言われていた。

この時三度目の恐るべき棒事が起った。それが松川事件なのである。

福島駅を定時に発車した四一二号旅客列車が、八月十七日午前三時九分、金谷川・松川間のカーブ（東京の北方二六・一軒二五九米附近）にさしかかった際、先頭の機関車が脱線顛覆し、続く数車輛も脱線し、機関車に乗っていた機関士石田正三ほか二名が惨死した。現場視察によるとレールのツギメ板がはずされ、枕木の犬釘が抜かれ、長さ二五米、重さ九二五斤もある一本のレールは、線路から一三米も離れたところまで飛んだものか、何の破損もなく真直ぐの形のまま、あたかも搬ばれてそこに置かれたかのように地面の上に横たわっていた。犬釘をはずすために普通に使われるボールが一本、附近の稲田の中から発見された。続いて全長二四樞に過ぎない自在スバナも一個発見されたと行って捜査当局から持出され

た。捜査当局側の主張によると、その自在スバナはボール同様稲田中から発見されたということであるが、不思議なことに誰が発見したのかその発見者はついに解らないというのである。

下山事件、三鷹事件に続いて、三度国鉄にこの戦慄すべき棒事が起ったので、これらの事件の裏側に、何か恐ろしい計画的な意図が隠れているのではないかという不安を国民は感じた。その不安にその翌十八日、吉田内閣の増田甲子七官房長官が新聞記者に向って發表した談話は、一層油をそそいだ。それは次ぎのような談話であった。

「今回の事件は今までにない兇悪犯罪である。三鷹事件をはじめ、その他の各種事件と思想的底流に於いては同じものである」

後になって考えれば、十七日に事故が起った翌日の十八日には、特に何かの予断を持たない限り、現場においてもまだ五里霧中で何者がかかる犯罪を行ったかその見当さえついていない筈がないし、従って現場から二六・一軒余離れた東京の吉田内閣に、事故の真相が解る筈がないから、内閣の重要な地位にいる官房長官が、そういう談話を發表したということが、いかに軽率で乱暴であるかということに思い当るが、当時においては、筆者なども迂闊に増田官房長官の談話を信じ、それを思想的犯罪と思い込まされたものであった。それには六

月半ば以来の列車妨害の新聞報道や、下山、三鷹と続いた事件についての宣伝が、いつかわれわれの心に、増田官房長官の談話をそのまま鵜呑みにさせる下地を作っていたのである。筆者と同じように、国鉄労働組合や共産党は、何というあさはかなことをするものだと思肩をひそめた国民も少なくなかったことであらうと思う。

振返って見ると、一ヵ月前の三鷹事件の時も、事件の翌日吉田首相が、「定員法による鹹首がもたらした社会不安は、主として共産主義者の煽動による」という声明を発したものであった。

三鷹事件でつかまった国鉄労働組合員である共産主義者たちが、「検察側の空中樓閣」という裁判長の有名な判決文によって、全員無罪の判定を受け、党員でない竹内被告一人だけが後に残されて無期の宣告を受けたが、第二審では死刑となり、最高裁でも第二審判決を支持して、死刑が宣告されたことは、世人の記憶に新たなところであらうと思う。私は三鷹事件については松川事件のように調べていないから、意見を述べる資格はない。

とにかく、これらの事件が起るたびに、その調査さえ済まないうちから、吉田内閣の責任者たちが左翼思想からの犯行であると宣伝し続けてきたことは留意すべきであると思う。

このまた松川事件で、再び擡頭した国鉄労組の首切り反対の闘争意識が挫かれた上に、それに国鉄労組の者と、当時やはり首切り反対で闘争していた東芝松川労組の者とが協力して行った犯行だとして、国鉄労組福島支部委員長始め組合員十名、東芝松川工場の労組組合長ほか十名が逮捕され、訴追されたので、鹹首反対闘争は完全に打ち切られた。

かくして国鉄の鹹首も東芝の鹹首も滞りなく完了した。このことは吉田内閣の諸公の言うように、もし左翼的な思想の持主の犯行だとすれば、みづから墓穴を掘るようなバカなことをしたことになるし、またもしそれとは反対側に事件をあやつる何らかの意図があったとすれば、その意図の目的は百パーセントに達せられたということになる。

そればかりではない。その頃共産党は衆議院に三十五名の議席を持つ程議會政治に進出し、保守陣營の脅威となっていたが、次ぎの選挙ではこれらの鉄道事件の影響で僅か二名に蹴落された。これを見ればその意図は百パーセントどころではなく、百何十パーセントもその目的を達したという勘定になる。

しかしそういう政治問題に触れていくことが、私のこの文章の目的ではない。第一審、第二審で有罪の宣告を受けた被告たちが、果して列車顛覆の真犯人であるかどうかということについて、判決文を検討していこうというのが私の目的で

ある。

二

捜査当局は事件後間もなく、福島及び松川附近のいわゆる不良少年たちを洗い始めた。窃盗、詐欺、暴行等の罪名で逮捕、または召喚されたが、その実列車顛覆の容疑者として取調べられた。

そういう中に前に線路工手をしていて、今度の定員法で蹴首された赤間勝美という当時十九歳の少年があった。前年度の喧嘩沙汰を調べるといふ理由で逮捕されたが、調べられたのは主として松川事件についてであった。

この赤間少年が列車顛覆の前夜、「今晚列車顛覆がある」と二人の友人に向って、予言したといつて、その二人の友人に警察の調室で対決させられ、その二人から「お前そう言っただじやないか」と言われたことから、この「赤間予言」が事実と認定され、それから取調べが進展するのであるが、この二人の友人は第一審の公判廷に検察側からの証人として立たされたが、二人ともそれは警察の強制によって無理に赤間に言ったことであつて、自分たちは赤間が予言したとは思っていないということを明確に証言している、そのことはいずれ

後に詳説する。

この少年赤間勝美は極力犯行を否定していたが、列車顛覆を予言したことにされてしまつてからは、やがて力尽きて警察の思い通りの自白をするようになった。

その赤間の自白調書によつて、次ぎ次ぎと被疑者が逮捕されて行つたが、その氏名を逮捕順に左に掲げることにする。

九月十日 赤間勝美（国鉄労組福島支部福島分会員）。（罪名、傷害）

九月十八日 菊地武（東芝松川工場労組員）。（罪名、窃盗、間もなく盲腸炎のために釈放）

九月二十一日 赤間、列車顛覆を自白。罪名を列車顛覆に切替え、同自白による逮捕始まる。（十月十三日起訴）

九月二十二日 本田昇（国鉄労組福島支部委員、共産黨員）、

二宮豊（同上、共産黨員）、鈴木信（同上福島分会委員長、共産黨員）、阿部市次（同上、福島分会書記、共産黨員）、高橋

晴雄（同上、福島分会委員、共産黨員）、浜崎二雄（東芝松川工場労組員）、佐藤一（東芝労組連合会オルグ、共産黨員）。

（いずれも十月十三日起訴）

十月四日 杉浦三郎（東芝松川工場労組組合長、共産黨員）、太

田省次（東芝松川工場労組副組合長、共産黨員）、佐藤代治（東芝松川工場労組員、共産黨員）、大内昭三（東芝松川工場労